

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

老齢基礎年金の繰り 下げ支給について

国民年金の老齢基礎年金は、65歳から受け取るのが基本ですが、本人が希望すれば66歳から70歳までの希望するときから年金を受け取ることができず。この場合、受け取る年金額が65歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、65歳になった月から繰り下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じて1か月増すごとに0.7%ずつ高くなります。

つまり、繰り下げの請求を行う月によって増額率は異なります。ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け取り始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

●昭和16年4月2日以降に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～66歳11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～67歳11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～68歳11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～69歳11か月	133.6%～141.3%
70歳0か月～	142%

●昭和16年4月1日以前に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳(または65歳に達した日以後に受給権を取得したとき)	100%
66歳(または1年を超え2年に達するまでの期間のとき)	112%
67歳(または2年を超え3年に達するまでの期間のとき)	126%
68歳(または3年を超え4年に達するまでの期間のとき)	143%
69歳(または4年を超え5年に達するまでの期間のとき)	164%
70歳(または5年を超えるまでの期間のとき)	188%

※表中の()内は、65歳に達した日以後に受給資格期間を満たして、老齢基礎年金の受給権を取得した方の場合。



付加年金とは?

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされ支給される制度です。

(厚生年金などの加入者や、その人に扶養されている第3号被保険者は加入できません。)

なお、農業者年金に加入している人は必ず納付しなければなりません。

付加保険料は月額400円になり、受給額は2000円×付加保険料納付月数(年額)になります。

●付加保険料を10年間(1200円)納付した場合

付加保険料(納付額)は、4000円×10年(1200円)＝48,000円

付加年金額(受給額)は、2000円×10年(1200円)＝24,000円(年額)となり、付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になります。

(注)右記の付加年金額は、65歳から受給した場合の年金額です。

- ・付加年金は、申し込みの日から加入となります。
- ・付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- ・付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

(注)老齢基礎年金を繰り上げ・繰り下げ請求した場合は、付加年金も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

・国民年金基金に加入の方は、付加年金に加入することができません。

・付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月の末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

・加入を希望される方は、年金手帳と印鑑をお持ちのうえ、各庁舎市民課へお越しください。

